

児童手当制度のご案内

令和6年10月から児童手当制度が一部改正になります。

【主な変更点】

- ・支給期間が18歳到達後の最初の年度末までに延長
- ・所得制限の撤廃
- ・第3子以降の手当額が3万円に増額及び多子計算を22歳年度末までに延長
- ・支給回数を年3回から年6回に変更

改正後最初の支給は
12月10日(火)にな
ります。



【支給期間の延長と第3子以降手当額の増額】

改正前では15歳到達後の最初の年度末(中学生)までの支給ですが、18歳到達後の最初の年度末(高校生年代)まで支給されることになりました。支給額は月額10,000円です。

また、第3子以降の手当月額が30,000円に増額になります。

(改定前) 3歳未満: 15,000円 3歳から小学校修了前: 第1・2子 10,000円、第3子 15,000円
中学生: 10,000円 所得制限以上: 5,000円 所得上限以上: 支給なし
(改正後) 3歳未満: 第1・2子 15,000円、第3子 30,000円
3歳から高校生年代まで: 第1・2子 10,000円、第3子 30,000円

【所得制限の撤廃】

改正前の児童手当では所得制限限度額、所得上限限度額の所得制限が定められていて、所得制限を超えたかたには特例給付(月額5,000円)を支給、所得上限を超えたかたは支給なしとなっていますが、改正後には所得に関係なく、児童手当が支給されます。所得制限はなくなります。引き続き受給者は父母等で所得の high かたになります。

【多子計算の変更について】

児童の人数の算定方法について、改定前では18歳年度末までの児童以下の人数を数えていましたが、改定後は22歳年度末までの子ども人数に含めて算定するようになります。

(参考) 21歳、16歳、9歳の子がいる場合

改定前: 21歳の子は児童手当の制度上第1子とせず、16歳の子が制度上第1子、9歳の子が第2子
改定後: 21歳の子が第1子、16歳の子が第2子、9歳の子が第3子

(注) ただし、19歳~22歳までの子については、監護相当の保護や生計費等の負担がある場合のみ多子計算に含められます。含める場合には「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

【支給時期は?】

偶数月の年6回に2ヶ月分をまとめて原則口座振込をいたします。毎月振込ではありませんので、ご注意ください。振込日は10日になります。(10日が土日祝の場合は金融機関の前営業日になります) なお、令和6年10月支払まで支払日の1週間位前に「児童手当・特例給付支払通知書」を郵送しますが、令和6年12月支払から廃止になります。

また、令和6年10月10日(木)支払予定の児童手当は改正前(6月~9月分)のものになります。

制度改正に伴い、手続きが必要な場合と不要な場合に分かれます。詳細につきましては町ホームページ、広報おうら9月号でご案内していますので併せてご確認ください。

【問い合わせ先】 邑楽町役場 子ども支援課 児童福祉係 Tel:0276-47-5023